

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案 新旧対照条文

目次

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第四条関係）	1
民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）（附則第五条関係）	2
民事執行法（昭和五十四年法律第四号）（附則第六条関係）	5
消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）（附則第七条関係）	10

改正案		現行		
<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条、第十七条、第十七条の三、第十九条、第二十三条、第二十四条、第二十四条、第二十四条の三関係）</p> <p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p> <p>一～五十（略）</p> <p>五十の二 被害回復裁判手続に係る特定適格消費者団体の認定</p> <p>消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第号）第六十五条第一項（特定適格消費者団体の認定）の認定（更新の認定を除く。）</p> <p>五十一～百六十（略）</p>	課税標準	税率	<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条、第十七条、第十七条の三、第十九条、第二十三条、第二十四条、第二十四条、第二十四条の三関係）</p> <p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p> <p>一～五十（同上）</p> <p>（新設）</p> <p>五十一～百六十（同上）</p>	
	認定件数	一件につき		税率
		一万五千円		

改正案	現行
<p>（申立ての手数料） 第三条（略）</p> <p>2 次の各号に掲げる場合には、当該各号の申立てをした者（第三号に掲げる場合において消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第 号（第四十六条第二項の規定により届出消費者が異議の申立てをしたときは、その届出消費者）は、訴えを提起する場合の手数料の額から当該申立てについて納めた手数料の額を控除した額の手数料を納めなければならない。）</p> <p>一 民事訴訟法第二百七十五条第二項又は第三百九十五条若しくは第三百九十八条第一項（同法第四百二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により和解又は支払督促の申立ての時に訴えの提起があつたものとみなされたとき。</p> <p>二 労働審判法（平成十六年法律第四十五号）第二十二条第一項（同法第二十三条第二項及び第二十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により労働審判手続の申立ての時に訴えの提起があつたものとみなされたとき。</p> <p>三 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第五十二条第一項の規定により債権届出の時に訴えの提起があつたものとみなされたとき。</p>	<p>（申立ての手数料） 第三条（同上）</p> <p>2 次の各号に掲げる場合には、当該各号の申立てをした者は、訴えを提起する場合の手数料の額から当該申立てについて納めた手数料の額を控除した額の手数料を納めなければならない。</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 （同上）</p> <p>（新設）</p>

3・4 (略)

別表第一(第三条、第四条関係)

項	上欄	下欄
一六一	<p>仲裁法第十二条第二項、 第十六条第三項、第十七条 第二項から第五項まで、第 十九条第四項、第二十条、 第二十三条第五項又は第三 十五条第一項の規定による 申立て、非訟事件手続法の 規定により裁判を求める申 立て、配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保護に関 する法律(平成十三年法律 第三十一号)第十条第一項 から第四項までの規定によ る申立て、国際的な子の奪 取の民事上の側面に関する 条約の実施に関する法律第 百二十二条第一項の規定に よる申立て、消費者の財産 的被害の集団的な回復のた</p>	千円

3・4 (同上)

別表第一(第三条、第四条関係)

項	上欄	下欄
一六一	<p>仲裁法第十二条第二項、 第十六条第三項、第十七条 第二項から第五項まで、第 十九条第四項、第二十条、 第二十三条第五項又は第三 十五条第一項の規定による 申立て、非訟事件手続法の 規定により裁判を求める申 立て、配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保護に関 する法律(平成十三年法律 第三十一号)第十条第一項 から第四項までの規定によ る申立て、国際的な子の奪 取の民事上の側面に関する 条約の実施に関する法律第 百二十二条第一項の規定に よる申立てその他の裁判所 の裁判を求める申立てで、</p>	千円

<p>めの民事の裁判手続の特例に関する法律第十四条の規定による申立てその他の裁判所の裁判を求める申立てで、基本となる手続が開始されるもの（第九条第一項若しくは第三項又は第十條第二項の規定による申立て及びこの表の他の項に掲げる申立てを除く。）</p>	<p>一六 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第三十條第一項の債権届出</p>	<p>一個の債権につき千円</p>	<p>一七、一九（略） この表の各項の上欄に掲げる申立てには、当該申立てについての規定を準用し、又はその例によるものとする規定による申立てを含むものとする。</p>
<p>基本となる手続が開始されるもの（第九条第一項若しくは第三項又は第十條第二項の規定による申立て及びこの表の他の項に掲げる申立てを除く。）</p>	<p>（新設） 一七、一九（同上）</p>	<p>（同上）</p>	

改正案	現行
<p>（債務名義）</p> <p>第二十二条 強制執行は、次に掲げるもの（以下「債務名義」という。）により行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 確定判決 二 仮執行の宣言を付した判決 三 抗告によらなければ不服を申し立てることができない裁判（確定しなければその効力を生じない裁判にあつては、確定したものに限る。） 三の二 仮執行の宣言を付した損害賠償命令 三の三 仮執行の宣言を付した届出債権支払命令 四 仮執行の宣言を付した支払督促 四の二 訴訟費用、和解の費用若しくは非訟事件（他の法令の規定により非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）の規定を準用することとされる事件を含む。）若しくは家事事件の手続の費用の負担の額を定める裁判所書記官の処分又は第四十二条第四項に規定する執行費用及び返還すべき金銭の額を定める裁判所書記官の処分（後者の処分にあつては、確定したものに限る。） 五 金銭の一定の額の支払又はその他の代替物若しくは有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求について公証人が作成した公正証書で、債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載され 	<p>（債務名義）</p> <p>第二十二条 （同上）</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 （同上） 二 （同上） 三 （同上） 三の二 （同上） （新設） 四 （同上） 四の二 （同上） 五 （同上）

ているもの（以下「執行証書」という。）

六 確定した執行判決のある外国裁判所の判決

六の二 確定した執行決定のある仲裁判断

七 確定判決と同一の効力を有するもの（第三号に掲げる裁判を除く。）

（執行文付与の訴え）

第三十三条（略）

2 前項の訴えは、次の各号に掲げる債務名義の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める裁判所が管轄する。

一 第二十二條第一号から第三号まで、第六号又は第六号の二に掲げる債務名義並びに同条第七号に掲げる債務名義のうち次号、第一号の三及び第六号に掲げるもの以外のもの 第一審裁判所

一の二 第二十二條第三号の二に掲げる債務名義並びに同条第七号に掲げる債務名義のうち損害賠償命令並びに損害賠償命令事件に関する手続における和解及び請求の認諾に係るもの 損害賠償命令事件が係属していた地方裁判所

一の三 第二十二條第三号の三に掲げる債務名義並びに同条第七号に掲げる債務名義のうち届出債権支払命令並びに簡易確定手続における届出債権の認否及び和解に係るもの 簡易確定手続が係属していた地方裁判所

二 第二十二條第四号に掲げる債務名義のうち次号に掲げるもの以外のもの 仮執行の宣言を付した支払督促を発した裁判所書記官の所屬する簡易裁判所（仮執行の宣言を付した支払督促に係る請

六（同上）

六の二（同上）

七（同上）

（執行文付与の訴え）

第三十三条（同上）

2（同上）

一 第二十二條第一号から第三号まで、第六号又は第六号の二に掲げる債務名義並びに同条第七号に掲げる債務名義のうち次号及び第六号に掲げるもの以外のもの 第一審裁判所

一の二（同上）

（新設）

二（同上）

求が簡易裁判所の管轄に属しないものであるときは、その簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所)

三 第二十二條第四号に掲げる債務名義のうち民事訴訟法第三百三十二條の十第一項本文の規定による支払督促の申立て又は同法第四百二條第一項に規定する方式により記載された書面をもつてされた支払督促の申立てによるもの 当該支払督促の申立てについて同法第三百九十八條(同法第四百二條第二項において準用する場合を含む。)の規定により訴えの提起があつたものとみなされる裁判所

四 第二十二條第四号の二に掲げる債務名義 同号の処分をした裁判所書記官の所属する裁判所

五 第二十二條第五号に掲げる債務名義 債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所(この普通裁判籍がないときは、請求の目的又は差し押さえることができる債務者の財産の所在地を管轄する裁判所)

六 第二十二條第七号に掲げる債務名義のうち和解若しくは調停(上級裁判所において成立した和解及び調停を除く。)又は労働審判に係るもの(第一号の二及び第一号の三に掲げるものを除く。)(和解若しくは調停が成立した簡易裁判所、地方裁判所若しくは家庭裁判所(簡易裁判所において成立した和解又は調停に係る請求が簡易裁判所の管轄に属しないものであるときは、その簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所)又は労働審判が行われた際に労働審判事件が係属していた地方裁判所

三 (同上)

四 (同上)

五 (同上)

六 第二十二條第七号に掲げる債務名義のうち和解若しくは調停(上級裁判所において成立した和解及び調停を除く。)又は労働審判に係るもの(第一号の二に掲げるものを除く。)(和解若しくは調停が成立した簡易裁判所、地方裁判所若しくは家庭裁判所(簡易裁判所において成立した和解又は調停に係る請求が簡易裁判所のおの管轄に属しないものであるときは、その簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所)又は労働審判が行われた際に労働審判事件が係属していた地方裁判所

(請求異議の訴え)

第三十五条 債務名義(第二十二條第二号又は第三号の二から第四号までに掲げる債務名義で確定前のものを除く。以下この項において同じ。)に係る請求権の存在又は内容について異議のある債務者は、その債務名義による強制執行の不許を求めるために、請求異議の訴えを提起することができる。裁判以外の債務名義の成立について異議のある債務者も、同様とする。

2・3 (略)

第一百七十三條 (略)

2 前項の執行裁判所は、第三十三條第二項各号(第一号の二、第一号の三及び第四号を除く。)に掲げる債務名義の区分に応じ、それぞれ当該債務名義についての執行文付与の訴えの管轄裁判所とする。

(実施決定)

第九十七條 執行裁判所は、次のいずれかに該当するときは、執行力のある債務名義の正本(債務名義が第二十二條第二号、第三号の二から第四号まで若しくは第五号に掲げるもの又は確定判決と同一の効力を有する支払督促であるものを除く。)を有する金銭債権の債権者の申立てにより、債務者について、財産開示手続を実施する旨の決定をしなければならない。ただし、当該執行力のある債務名義の正本に基づく強制執行を開始することができないときは、この限りでない。

(請求異議の訴え)

第三十五条 債務名義(第二十二條第二号、第三号の二又は第四号に掲げる債務名義で確定前のものを除く。以下この項において同じ。)に係る請求権の存在又は内容について異議のある債務者は、その債務名義による強制執行の不許を求めるために、請求異議の訴えを提起することができる。裁判以外の債務名義の成立について異議のある債務者も、同様とする。

2・3 (同上)

第一百七十三條 (同上)

2 前項の執行裁判所は、第三十三條第二項各号(第一号の二及び第四号を除く。)に掲げる債務名義の区分に応じ、それぞれ当該債務名義についての執行文付与の訴えの管轄裁判所とする。

(実施決定)

第九十七條 執行裁判所は、次のいずれかに該当するときは、執行力のある債務名義の正本(債務名義が第二十二條第二号、第三号の二、第四号若しくは第五号に掲げるもの又は確定判決と同一の効力を有する支払督促であるものを除く。)を有する金銭債権の債権者の申立てにより、債務者について、財産開示手続を実施する旨の決定をしなければならない。ただし、当該執行力のある債務名義の正本に基づく強制執行を開始することができないときは、この限りでない。

<p>一・二 (略)</p> <p>2 } 6 (略)</p> <p>(財産開示事件の記録の閲覧等の制限)</p> <p>第二百一条 財産開示事件の記録中財産開示期日に関する部分についての第十七条の規定による請求は、次に掲げる者に限り、することができる。</p> <p>一 申立人</p> <p>二 債務者に対する金銭債権について執行力のある債務名義の正本 (債務名義が第二十二条第二号、第三号の二から第四号まで若しくは第五号に掲げるもの又は確定判決と同一の効力を有する支払督促であるものを除く。)を有する債権者</p> <p>三 債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する文書を提出した債権者</p> <p>四 債務者又は開示義務者</p>	<p>一・二 (同上)</p> <p>2 } 6 (同上)</p> <p>(財産開示事件の記録の閲覧等の制限)</p> <p>第二百一条 (同上)</p> <p>一 (同上)</p> <p>二 債務者に対する金銭債権について執行力のある債務名義の正本 (債務名義が第二十二条第二号、第三号の二、第四号若しくは第五号に掲げるもの又は確定判決と同一の効力を有する支払督促であるものを除く。)を有する債権者</p> <p>三 (同上)</p> <p>四 (同上)</p>
---	--

改正案	現行
<p>（適格消費者団体の認定） 第十三条（略） 2～4（略）</p> <p>5 次のいずれかに該当する者は、第一項の認定を受けることができない。</p> <p>一 この法律、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第 号。以下「消費者裁判手続特例法」という。）その他消費者の利益の擁護に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない法人</p> <p>二 第三十四条第一項各号若しくは消費者裁判手続特例法第八十六条第一項各号に掲げる事由により第一項の認定を取り消され、又は第三十条第三項の規定により同条第一項第四号に掲げる事由があつた旨の認定がされ、その取消し又は認定の日から三年を経過しない法人</p> <p>三 五（略） 六（略）</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、消費者裁判手続特例法その他消費者の利益の擁護に関する法律で政令で定めるもの若しくは</p>	<p>（適格消費者団体の認定） 第十三条（同上） 2～4（同上）</p> <p>5 次のいずれかに該当する者は、第一項の認定を受けることができない。</p> <p>一 この法律その他消費者の利益の擁護に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない法人</p> <p>二 第三十四条第一項各号に掲げる事由により第一項の認定を取り消され、又は同条第三項の規定により同条第一項第四号に掲げる事由があつた旨の認定がされ、その取消し又は認定の日から三年を経過しない法人</p> <p>三 五（同上） 六（同上）</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律その他消費者の利益の擁護に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基づく</p>

はこれらの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

ロ 適格消費者団体が第三十四条第一項各号若しくは消費者裁判手続特例法第八十六条第一項各号に掲げる事由により第一項の認定を取り消され、又は第三十四条第三項の規定により同条第一項第四号に掲げる事由があつた旨の認定がされた場合において、その取消し又は認定の日前六月以内に当該適格消費者団体の役員であつた者でその取消し又は認定の日から三年を経過しないもの

八 (略)

(認定の取消し等)

第三十四条 (略)

一七 (略)

2 (略)

3 第十二条の二第一項第一号本文に掲げる場合であつて、当該他の適格消費者団体に係る第十三条第一項の認定が、第二十一条各号に掲げる事由により既に失効し、又は第一項各号に掲げる事由(当該確定判決等に係る訴訟等の手続に関する同項第四号に掲げる事由を除く。)若しくは消費者裁判手続特例法第八十六条第二項各号に掲げる事由により既に取り消されている場合においては、内閣総理大臣は、当該他の適格消費者団体につき当該確定判決等に係る訴訟等の手続に關し第一項第四号に掲げる事由があつたと認められるとき(前項の規定により同号に掲げる事由があるものとみなすことができる場合を含む。)は、当該他の適格消

命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

ロ 適格消費者団体が第三十四条第一項各号に掲げる事由により第一項の認定を取り消され、又は同条第三項の規定により同条第一項第四号に掲げる事由があつた旨の認定がされた場合において、その取消し又は認定の日前六月以内に当該適格消費者団体の役員であつた者でその取消し又は認定の日から三年を経過しないもの

八 (同上)

(認定の取消し等)

第三十四条 (同上)

一七 (同上)

2 (同上)

3 第十二条の二第一項第一号本文に掲げる場合であつて、当該他の適格消費者団体に係る第十三条第一項の認定が、第二十一条各号に掲げる事由により既に失効し、又は第一項各号に掲げる事由(当該確定判決等に係る訴訟等の手続に関する同項第四号に掲げる事由を除く。)により既に取り消されている場合においては、内閣総理大臣は、当該他の適格消費者団体につき当該確定判決等に係る訴訟等の手続に關し同項第四号に掲げる事由があつたと認められるとき(前項の規定により同号に掲げる事由があるものとみなすことができる場合を含む。)は、当該他の適格消費者団体であつた法人について、その旨の認定をすることができる。

費者団体であつた法人について、その旨の認定をすることができる。

4・5 (略)

(差止請求権の承継に係る指定等)

第三十五条 適格消費者団体について、第十二条の二第一項第二号本文の確定判決等で強制執行をすることができるものが存する場合において、第十三条第一項の認定が、第二十一条各号に掲げる事由により失効し、若しくは前条第一項各号若しくは消費者裁判手続特例法第八十六条第一項各号に掲げる事由により取り消されるとき、又はこれらの事由により既に失効し、若しくは既に取り消されているときは、内閣総理大臣は、当該適格消費者団体の有する当該差止請求権を承継すべき適格消費者団体として他の適格消費者団体を指定するものとする。

2・3 (略)

4 (略)

一 指定適格消費者団体について、第十三条第一項の認定が、第二十一条各号に掲げる事由により失効し、若しくは既に失効し、又は前条第一項各号若しくは消費者裁判手続特例法第八十六条第二項各号に掲げる事由により取り消されるとき。

二 (略)

5~10 (略)

4・5 (同上)

(差止請求権の承継に係る指定等)

第三十五条 適格消費者団体について、第十二条の二第一項第二号本文の確定判決等で強制執行をすることができるものが存する場合において、第十三条第一項の認定が、第二十一条各号に掲げる事由により失効し、若しくは前条第一項各号に掲げる事由により取り消されるとき、又はこれらの事由により既に失効し、若しくは既に取り消されているときは、内閣総理大臣は、当該適格消費者団体の有する当該差止請求権を承継すべき適格消費者団体として他の適格消費者団体を指定するものとする。

2・3 (同上)

4 (同上)

一 指定適格消費者団体について、第十三条第一項の認定が、第二十一条各号に掲げる事由により失効し、若しくは既に失効し、又は前条第一項各号に掲げる事由により取り消されるとき。

二 (同上)

5~10 (同上)